

町内会活動 個人情報取扱いの基本ルール

個人情報を集める前

ステップ 1

手引
p.2へ

■ 利用目的を特定する

- ・ 個人情報の利用目的をあらかじめ決めておきましょう。
- ・ 本人の同意がないときは、決められた目的以外のために個人情報を扱わないようにしましょう。

個人情報を集め、利用するとき

ステップ 2

手引
p.3へ

■ 利用目的を明示し、正しい方法で取得する

- ・ 個人情報を集めるときは、その情報を使う目的をはっきりと本人に伝えましょう。
- ・ 要配慮個人情報(手引 p.1)を集めるときは、あらかじめ本人の同意をとる必要があります。

保管しているとき

ステップ 3

手引
p.4へ

■ 安全に管理する

集めた個人データが外部に漏れないよう、しっかりと管理しましょう。

■ 正確性を確保する

保管している個人データは正確で最新のものであるようにし、不要になったらすぐに削除しましょう。

個人データを第三者に提供するとき

手引
p.5へ

■ 本人の同意を得る

本人以外に個人データを提供するときには、原則、本人の同意を得なければなりません。ただし、法令に基づく場合など、同意なしで提供できることもあります。

■ 委託先を選定・監督する

個人データを委託先に提供するときには、そのデータが安全に管理されるように、しっかりと監督しましょう。

個人データを管理するためのルールを作成しましょう

手引
p.7へ

個人情報をしっかりと管理するため、町内会でルールづくりをしましょう。
会員で話し合って決め、決まったルールは文書にして町内会で共有しましょう。

■ 盛り込むとよい内容

- ・ ルールの周知方法
- ・ 個人情報の取得方法
- ・ 管理方法
- ・ 収集する個人情報の項目
- ・ 利用目的
- ・ その他、必要がある事項について